

一般社団法人 ディスプレイ国際ワークショップ定款施行細則

2015年2月24日制定

2016年9月7日改定

2016年10月25日改定

2017年4月19日改定

第1章 社員

(目的)

第1条 定款第6条2に定める社員の入社における「当法人の事業運営に貢献実績」について定める。

(制定内容)

第2条 「貢献実績がある」とは、以下の(1)(2)を共に満たす場合とする。

- (1) 当法人の事業である国際会議のコア委員として3年以上の実務経験があること。
- (2) 原則として、当法人の事業である国際会議のコア委員会において正副どちらかの委員長の経験があること。

第2章 役員

第3条 他学会等への協賛または後援依頼、及び、他学会等からの協賛または後援依頼の承認は、定款第33条に定める理事会の決議により、代表理事が署名する。

- 2 前項に関わらず、下記に該当するものは理事会の決議を省略し、担当理事の権限で判断し、代表理事が署名する。

金銭的な負担や特別の義務関係が生じない協賛や後援の依頼であって、過去に協賛または後援を承認した事項の同一条件での単純な継続である場合。

第3章 国際会議

本章では、定款第4条(1)に定める「国際会議の開催及び支援」について定める。

(国際会議開催の承認)

第4条 理事会は国際会議の組織委員長が提出する下記の各号の資料を基に国際会議の開

催を承認する。

- (1) 開催計画書
- (2) 運営規則および IDW 運営規則の変更チェックシート(別紙 1)
- (3) 共催合意書案

(国際会議の開催資金)

第 5 条 当法人は国際会議の開催の承認後、国際会議の組織委員長に開催資金を立て替える。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は理事会の承認により準備資金を立て替えることができる。
- 3 当法人は国際会議に助成金を交付することができる。
- 4 国際会議の決算が赤字であったとき、赤字の原因に故意または過失がない限り、当法人は資産の範囲でこれを補填する。

(国際会議の運営規則)

第 6 条 国際会議の運営規則は理事会が作成したテンプレート(IDW 'XX 運営規則)を使用する。

- 2 テンプレートの変更は理事会の承認による。
- 3 前項にかかわらず、単年度に限定される変更を行う場合には、IDW 運営規則の変更チェックシート(別紙 1)により理事会の承認を事前に得るものとする。

(国際会議の共催合意書)

第 7 条 国際会議の共催合意書は理事会が作成したテンプレートを使用する。

- 2 テンプレートの変更は理事会の承認による。
- 3 前項にかかわらず、単年度に限定される変更を行う場合には、文書により理事会の承認を事前に得るものとする。

(準実行委員)

第 8 条 第 2 条記載の社員の入社における「当法人の事業運営に貢献実績」の要件を満たすが何らかの理由で社員になれない者に準実行委員を委嘱する。

- 2 準実行委員は国際会議の当年度総会において、実行委員(社員)に準ずる。
- 3 準実行委員の解嘱の条件は、実行委員(社員)に準じ定款第 7 条及び第 8 条による。
- 4 準実行委員は社員総会にオブザーバとして参加することができる。

(国際会議の委員の選任)

第9条 国際会議の委員の選任は以下の各号による。

- (1) 当法人は、組織委員長の候補者を提案し、国際会議の最高議決機関の議決を経て任命する。
- (2) 当法人は、当該年度の組織委員長との合議により実行委員長およびプログラム委員長の候補者を提案し、国際会議の最高議決機関の議決を経て実行委員長およびプログラム委員長に任命する。
- (3) 当法人は、監事の候補者を提案し、国際会議の最高議決機関の議決を経て監事に任命する。
 - 2 前項に規定のない委員の選任は国際会議の運営規則で定める。

(業務の継承)

第10条 組織委員会等国際会議を開催する委員会が解散した後は、理事会がその業務を継承する。

附 則

1. 本細則の変更に当たっては、理事会の議決を要する。
2. 本細則の変更は理事会の議決日から施行する。